

障害福祉サービス居宅介護等契約書

_____様（以下「利用者」という。）と株式会社松の花（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、通院等乗降介助（以下「居宅介護等」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護等を適切に提供することを定める。

（期間）

第2条 本契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとする。

2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がなく、かつ利用者の介護給付費支給期間が引き続いて支給決定された場合、契約は更新されるものとする。

（居宅介護計画及び契約支給量）

第3条 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護等の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画（重度訪問介護にあつては重度訪問介護計画、同行援護にあつては同行援護計画とする。）を作成する。居宅介護計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付する。利用者は随時居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができる。

2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載する。

3 利用者は、受給者証記載事項に変更があつた場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとする。

（サービス内容）

第4条 利用者が利用できる居宅介護等の内容は、「重要事項説明書」に定めたとおりとする。事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護等従業者を利用者の居宅等に訪問させ、前条に定める居宅介護計画にもとづいて適切にサービスを提供する。

（利用者負担額及び実費負担額）

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者を支払うものとする。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領する。

2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとする。

(利用の中止、変更、追加)

第6条 利用者は、利用期日前において、居宅介護等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができる。この場合にはサービス提供予定日の前日までに事業者申し出るものとする。

- 2 利用者が、サービス提供予定日の前日までに利用の中止を通知することなく、サービス利用を中止する場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業所に支払うものとする。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、この限りではない。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行うものとする。

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行うものとする。

- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、サービスを提供する。

(事業者の具体的義務)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する。

- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明する。
- 3 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示してはならない。
- 4 事業者は、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をしてはならない。
- 5 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存する。利用者は事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日 9時～18時)に本人の記録を見ることができ、重要事項に記載している額を負担してコピーすることができる。

(事故と損害補償)

第9条 事業者は、サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償するものとする。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとする。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業所が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- (4) 第11条から第13条に基づき本契約が解約または解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合(ただし、満了前に契約更新の手続きが取られた場合は除く)

(利用者からの中途解約)

第 11 条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができる。この場合において、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとする。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができる。

(利用者からの契約解除)

第 12 条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができる。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護等を実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条 1 項から 4 項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第 13 条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができる。

- (1) 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第 5 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけるなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合（従業員に対するハラスメント含む）
- (3) 利用者がサービス実施地域以外に転居した場合

(苦情解決)

第 14 条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、随時重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができる。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された市町村及び運営適正化委員会に苦情を申し立てることができる。

(協議事項)

第 15 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとする。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 西暦 年 月 日

事業者 住 所 松山市港山町 4 番 17 号

事業者名 株式会社 松の花
事業所名 ヘルパーステーション 愛・家族

代表者氏名 代表取締役 中西 龍仁

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者 私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との関係 _____

※注意：原則として扶養者とします。

署名代行
事 由 _____

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス会議、他の事業所との私の利用するサービスに係る連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

様

西暦 年 月 日

住所

氏名 _____ 印

家族住所

家族氏名 _____ 印

続柄 _____